

令和6年度子どもの貧困対策広報事業業務企画提案募集要領

第1 趣旨

この要領は、令和6年度子どもの貧困対策広報事業業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第2 募集事項

1 委託業務名 令和6年度子どもの貧困対策広報事業業務

2 事業目的

子どもの貧困の原因については、様々な理由が存在することから、貧困を家庭のみの責任とすることなく、地域や社会全体で解決に取り組んでいくことが必要であり、企業や民間団体など多くの機関との連携・協働が不可欠である。

関係機関との連携・協働のためには、子どもの貧困に対する啓発や意識醸成を社会全体に対し行っていく必要があることから、ウェブやSNS等を活用した広報活動を行うため、子どもの貧困対策広報事業業務（以下「業務」という。）を実施する。

3 業務内容

(1) 業務内容 令和6年度子どもの貧困対策広報事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(2) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月17日まで

4 留意事項

業務の内容は、発注者と契約予定者の協議により決定することとし、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

第3 事業費（委託上限額）

金1,994,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）ただし、上限額での契約を保証するものではない。

第4 応募資格

1 企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(3) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。

(4) 以下のイからはいずれかの手続きをしている者又はされている者ではないこと。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。

- ロ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
 - ハ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者又は破産手続き開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (7) 随時、迅速かつ具体的な連絡・協議等が可能な者であること。
- 2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第5 企画提案募集の日程（予定を含む）

年月日	項目
令和6年4月18日（木）	企画提案募集開始
令和6年4月24日（水）午後3時	質問受付期限
令和6年5月2日（木）	質問回答期限
令和6年5月10日（金）午後3時	参加提案への参加申込期限
令和6年5月17日（金）	企画提案書等の提出期限
令和6年6月4日（火）	企画提案内容のプレゼンテーション
令和6年6月上旬予定	選定結果の通知

第6 応募手続

1 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限 令和6年4月24日（水）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

イ 質問書（様式第4号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

kodomok@pref.miyagi.lg.jp（宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班）

ハ 電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、回答事項を取りまとめ次第、令和6年5月2日（木）を目処に宮城県子ども・家庭支援課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

2 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

イ 参加表明書（様式第1号） 1部

ロ 企画提案応募要件に係る宣誓書（様式第2号） 1部

(2) 提出期限 令和6年5月10日（金）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班（宮城県庁行政庁舎7階）

(5) 注意事項 企画提案を行おうとする者は、上記（1）イ及びロの書類を（2）の期限までに提出すること。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案書（任意様式。A4判、カラー、片面印刷）10部

企画提案書は、別紙「企画提案書の構成」により作成すること。

ロ 事業経費見積書（任意様式）10部（うち押印したものは1部）

・仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。

ハ 業務工程表（作業スケジュール）（任意様式）10部

ニ 同種・類似事業の受託実績（任意様式）10部（うち押印したものは1部）

・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

・過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

(2) 提出期限 令和6年5月17日（金）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班（宮城県庁行政庁舎7階）

第7 業務委託候補者の選定

1 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった事業者のうち、1位をつけた委員数が多い提案者から順に順位を決定する。また、採点の結果、1位をつけた委員が同数いる場合は、各委員の評価点を合計した点数が最も高い提案者を業務委託候補者として選定する。

なお、提案者が多数の場合は、あらかじめ提出書類による予備審査を行った上で上位5者程度のみで企画提案書及びプレゼンテーションによる本審査を行う。

2 選定

(1) 実施日 令和6年6月4日（火） ※実施時間は別途連絡する。

(2) 実施会場 宮城県庁行政庁舎内会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

(3) 実施方法

イ 出席者は1提案につき3人以内とする。

ロ 1提案者当たりの持ち時間は20分程度（説明10分以内、質疑応答10分程度）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

ハ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配布は原

則として認めない。

ニ プロジェクター等の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。

(4) 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者の場合も審査を行い、1に記載の選定方法により、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(5) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定結果については、後日、企画提案者全てに文書で通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(6) 選定結果の公表方法・内容

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

第8 審査基準及び配点

審査項目及び審査の視点並びに配点（合計50点）は別紙「審査表」のとおりとする。

第9 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

(1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明である場合

(2) 本要領等の規定に従っていない場合

(3) 第7に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

(4) 同一の事業者が2つ以上の企画提案書を提出した場合

(5) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合

(6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

2 その他

(1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「企画提案に係る取下書」（様式第3号）を提出すること。

(2) 取下書の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 企画提案書等の再提出は認めない。

(4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第10 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用

本業務による成果品及び制作過程で撮影した画像等の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、媒体間の連携や関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応するこ

と。

(2) 成果品の権利等

- イ 制作物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- ロ 人物を採用する場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- ハ 成果品及び制作過程で撮影した画像等について、発注者に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、県個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

(7) 提出された書類等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第11 問合せ先

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話 022-211-2633 FAX 022-211-2591

E-mail kodomok@pref.miyagi.lg.jp

別紙

企画提案書の構成

企画提案書は、次のⅠからⅢまでの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

Ⅰ 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

Ⅱ 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

Ⅲ 本文

1 提案内容

2 包括的事項

本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイント

3 事業実施スケジュール

4 事業の実施体制

本事業を実施するに当たっての体制の詳細を記載すること。